

# 老健、居宅介護事業所でも使用禁止

## 東京地裁「有料ホームと混同」 判決

### 「シルバーヴィラ」

都内で有料老人ホームを運営するさんわが「シルバーヴィラ」の名称で介護事業を行うのは商標権侵害だとして、兵庫県たつの市の医療法人に名称使用禁止などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は16日、介護事業での使用禁止を命じた。医療法人では老人保健施設と居宅介護支援事業所で使用していた。介護事業で商標が裁判に持ち込まれるのは極めて珍しいケースという。「介護事業者は商標に関する意識も低い。適正な業界になるきっかけになれば」と同社の岩城隆就社長は話している。



岩城社長

開設当時を思わせる看板



「シルバーヴィラ」の名  
称で介護事業を行うのは商標権侵害だとして、兵庫県たつの市の医療法人に名称使用禁止などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は16日、介護事業での使用禁止を命じた。医療法人では老人保健施設と居宅介護支援事業所で使用していた。介護事業で商標が裁判に持ち込まれるのは極めて珍しいケースという。「介護事業者は商標に関する意識も低い。適正な業界になるきっかけになれば」と同社の岩城隆就社長は話している。

のケースでは、3年間の猶予期間を設け、名称変更するだけではないことを証明する。最近では、わざわざ特許庁で調べなくても、インターネットで検索するだけで同じ名称の介護事業者がいるかは簡単に調べることが出来るようになってきている。なかかわらず、シルバーヴィラを名乗る施設はその後も出現している。「中小零細な事業者が多く、商標に関する知識を持たないままに名前をつけているのではないか」と岩城社長は指摘する。

現会長で創業者の岩城祐子さんが、「高級なお年寄り」の別荘のイメージで新規に考えた造語。開設は有吉佐和子の「恍惚の人」が書かれた年代と重なる。徘徊する認知症の高齢者の存在が社会にショックを与えたような時代の中、有料老人ホームは斬新で同施設は開設前から「ホテル並み?新

型老人ホーム」と新聞報道もされ、その後も各種メディアがこぞ取り上げてきた。商標登録の無効が認められたのは、これらにより、周知度も高く、著名でもあったと判断されたため。その後、正式にさんわとして商標登録も行なった。先方のシルバーヴィラは名称変更を余儀なくされたのは言うまでもない。しかし、「シルバーヴィラ」

たつの市の医療法人は、老人保健施設と居宅介護支援事業所で「シルバーヴィラ」を使用。医療法人側は、有料老人ホームと老人保健施設では事業形態が異なり、利用者も地域住民に限定されること、正式に商標登録される前に名称が決

さんわが運営しているのは、シルバーヴィラ向山。1981年の開設で都市型有料老人ホームの草分け的存在。作家久田恵さんの作品「母のいる場所 シルバ

「シルバーヴィラ」の名が、経営方針の違いから袂を分かつことになった時点

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。控訴しなければ、判例として確定することになる。

「シルバーヴィラ」の名が、経営方針の違いから袂を分かつことになった時点

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。

「介護事業で商標が裁判に水」の裁判を起さされた。